

小学校・中学校・放課後児童クラブ

| | | |
|----------------|-------|--|
| 1 国見小学校 | | <p>国見町大字藤田字町尻一 2 番地 電話 585-2041</p> <p>教育総務課 総務係 電話 585-2892 教育施設課 施設管理係 電話 563-3244</p> |
| ●入学の手続き | 9月上旬 | <p>次年度入学するお子さんに「就学児健康診断のお知らせ」が教育委員会から届きます。 お子さんが元気に通学できるよう学校保健安全法によって定められていますので、必ず受けてください。</p> |
| | 10月上旬 | <p>入学予定の学校で「就学児健康診断」を受けます。</p> |
| | 1月下旬 | <p>「入学通知書」を通知します。転居、区域外就学等の予定のある方は、教育総務課までご連絡願います。</p> |
| | 2月中旬 | <p>小学校で新入学生保護者説明会を実施します。</p> |
| ●スクールバス利用の申込み | | <p>小学校統合により旧藤田小学校以外から通学する児童がスクールバスを利用しています。（一部の旧藤田小学校学区では希望すれば最寄りのバス停から利用できます。）申込については、事前に幼稚園を経由して配布いたします。</p> |
| 2 県北中学校 | | <p>国見町大字森山字西上野 20 番地 電話 585-2372</p> <p>教育総務課 総務係 電話 585-2892</p> |
| ●入学の手続き | 1月下旬 | <p>「入学通知書」を通知します。転居、区域外就学等の予定のある方は、学校教育課までご連絡願います。</p> |
| | 2月中旬 | <p>中学校で、新入学生保護者説明会を実施します。</p> |

| | | |
|--|---|---|
| 3 国見子どもクラブ | | 国見町大字藤田字町尻一 20 番地 電話 585-2334 教育施設課 施設管理係 電話 563-3244 |
| 国見小学校児童で、保護者が就労などで昼間家庭にいない児童を対象に学習や運動、遊びなどを複数学年の集団生活の中で行い、保護者の帰宅までの時間に適切な生活の場を提供します。 ※定員 140 人 | | |
| ● 開設時間 | 月～土曜日（祝祭日、お盆及び年末年始は休み） 平日：放課後～午後 7 時 土曜日：午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分 長期休業日等：午前 7 時 30 分～午後 7 時 | |
| ● 通年利用負担金 | 月額 0～4,000 円の範囲内で保護者の課税状況により決定します。 「国見町放課後児童健全育成事業条例」に基づきます。※傷害保険料、おやつ代別途負担 | |
| ● 入所手続き | 教育施設課 施設管理係 電話 563-3244 | |
| ● 入所申込み | 年度途中の入所申込みは、随時受け付けています。ただし、次年度 4 月からの入所申込みは、11 月頃に期日を定めて行います。(町ホームページ及び小学校、幼稚園を通してお知らせします。) | |
| 一時利用 | 国見町大字藤田字町尻一 20 番地 電話 585-2334 教育施設課 施設管理課 電話 563-3244 | |
| 保護者の仕事、急な傷病、私的理由などのため、一時的に子どもクラブを利用することができます。週 3 日程度を限度に利用でき、7 日前(緊急の場合は前日)までに教育施設課へ申込みが必要です。 | | |
| ● 保護者負担金 | 平日 日額 300 円、土曜、長期休業等 1 日開所 日額 500 円 ※傷害保険料、おやつ代別途負担 | |

| | | |
|--|--|---|
| 4 児童・生徒への支援 | | |
| 通級指導教室 えがお | | 教育総務課 こども教育係 電話 585-2119 国見小学校 電話 585-2041 |
| 学習や生活に困難を抱える子どもに対する個別指導を国見小学校で行っています。利用料はかかりません。利用日・時間は個別にお知らせします。詳しくはご相談ください。 | | |
| 教育支援センター ステップ | | 教育総務課 こども教育係 電話 585-2119 |
| 不登校や不登校傾向の児童生徒が学習や交流活動などを行う居場所づくりを行っています。利用料はかかりません。利用を希望する場合はご相談ください。 | | |
| ● 利用日・時間 | 月曜日から金曜日 午前 9 時～午後 3 時 30 分 ※祝日や年末年始休業期間、休館日を除く | |
| ● 場所 | 観月台文化センター内 | |

| | |
|--|--|
| 校内教育相談 | 教育総務課 こども教育係 電話 585-2119 国見小学校 電話 585-2041 県北中学校 電話 585-2372 |
| 児童生徒、保護者等の相談窓口として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置しています。 | |
| いじめ問題対策連絡協議会 | 教育総務課 こども教育係 電話 585-2119 |
| 町では、いじめ防止等に関する機関及び関係団体の連携を図るため、協議会を設置しています。 | |
| 要保護・準要保護児童生徒 就学援助費 | 教育総務課 総務係 電話 585-2892 |
| 生活保護を受給している、あるいは世帯の総所得額が一定基準以下であり経済的に就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費などを援助する制度があります。 | |
| ● 対象者 | 町内に住所を有し、国見町立小中学校に就学している児童生徒の保護者で、町で定めた基準にあてはまる場合が対象になります。ただし、 <u>世帯の総所得額・資産状況・親族からの援助の状況などにより、必ずしも認定になるとは限りません。</u> |
| ● 援助される費目 | 学用品費、通学用品費、校外活動費 新入学児童生徒学用品費、修学旅行費など |
| ● 申請方法 | 在校生保護者には毎年 1 月、新小中学 1 年生保護者には入学前の 11 月に学校を通して（新小学 1 年生は幼稚園又は郵送）お知らせを配付しますので、期限までに「就学援助受給申請書」を学校の担任（幼稚園担任）へ提出ください。 |
| ● 認 定 | 世帯全員の所得額や学校長の意見、民生委員の意見を参考にしながら認定いたします。認定結果は学校を通してお知らせいたします。 |
| ● 支給方法 | 年 3 回（7 月、12 月、3 月）保護者名義の口座へ入金されます。 |
| 特別支援教育就学奨励費 | 教育総務課 総務係 電話 585-2892 |
| 国見町立小・中学校の特別支援学級に就学する児童生徒保護者の経済的な負担を軽減するため、学用品費等の一部の経費を援助する制度です。 | |
| ● 申請方法 | 毎年 6 月に小・中学校を通してお知らせしますので、期限までに「収入額・需要額調書」を学校の担任へ提出ください。 ※所得状況により、支給対象とならない場合があります。 |
| ● 支給方法 | 年 3 回（7 月・12 月・3 月）、保護者名義の口座へ入金します。 |

国見町奨学資金制度

教育総務課 総務係 電話 585-2892

町では、経済的な理由で修学することが困難な方のために、奨学資金制度を設けています。奨学資金には、在学中に無利子で長期間貸し付ける修学資金と入学時に無利子で貸し付ける入学支度資金の2種類があります。

| 修学資金 | 貸与金額（月額） | 貸与期間・返還方法 |
|--------|---|--|
| 高等学校 | 20,000 円以内 | 入学の年 4 月から最短修学期間に貸与、貸与終了（卒業）の 6 か月後から 15 年以内に返還、無利子 |
| 高等専門学校 | 30,000 円以内 | |
| 大 学 | 40,000 円以内 | |
| 入学支度資金 | 貸与金額（月額） | 貸与期間・返還方法 |
| 高等学校 | 20 万円以内 | 入学の年 3 月に入学支度資金として一括貸与、貸与終了（卒業）の 6 ヶ月後から 15 年以内に返還、無利子 |
| 大 学 | 30 万円以内 | |
| ● 申し込み | <p>1 月上旬に、必要書類を記入のうえ教育総務課まで提出ください。必要書類等については、12 月に町広報等で募集の案内を掲載しますので事前にご確認ください。</p> <p>※世帯の所得状況等により、貸付ができない場合があります。</p> | |